

清和大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

清和大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的を学則第1条第1項に定め、法人の教育理念である「真心教育」に基づき、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材養成と定めている。また、学則第1条第2項に、「法学基礎教育の充実」「現代社会の情報化・多様化への対応」「実学を重視したリーガルマインドの涵養」「国際化時代への対応」の四つを教育目的として定めている。その意味・内容は具体的かつ明確であり、簡潔に文章化されているとともに、法人の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しに努めている。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知しており、適切な体制で多様な入学者選抜に努め、入学定員に沿った学生受入れ数を維持している。学修管理システムにて講義を欠席しがちな学生を把握し、教員と学務課が連携して指導を行うなど、中途退学につながらないようなサポートを教職協働で実施している。また、「スチューデント・リーダーシップ・プログラム」(以下「SLP」という。)によって、SA(Student Assistant)を養成し学修支援の充実を図っている。キャリア支援については、キャリアサポート委員会、進路指導室が中心となって手厚い体制を敷き、特に警察官等公務員への就職に顕著な実績を残している。

学生の心身の健康管理等や奨学金による経済的支援も適切に実施しており、とりわけ強化指定部所属学生への支援を充実させている。また、学生生活満足度調査によって、学生の意見をくみ上げ、要望の反映にも努めている。

〈優れた点〉

- 「警察官・消防官特進クラス」や「公務員対策講座」「行政書士」「司法書士講座」など法学部の特性を生かしたキャリア支援のための講座が充実しており、とりわけ「公務員対策講座」は多数のプログラムが生まれ、それぞれの志望職種に応じて履修ガイドが作られ、学生の科目選択の便宜を図るなど、きめ細かい受験指導が行われていることは高く評価できる。
- 少人数教育を実施していることに照らして、専門的かつ一元的な相談窓口に絞らず、相談者の必要に応じて、窓口間の連携をとることで、多面的な支援を行っており、どこでも相談できる支援体制を構築していることは評価できる。

- 学生満足度調査の結果を受けて学友会執行部が、一般学生の意見等のレポート収集を行うなど、学生の要望等をくみ上げる過程に学生が主体的に関与できる仕組みができていることは高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、履修要覧等を通じて周知しているほか、単位認定基準及び卒業認定基準を適切に定め、履修要覧やガイダンス等を通じて周知を図るとともに厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、それに沿った教育課程が体系的に編成されている。シラバスに各科目とディプロマ・ポリシーの関係が明記され、その関係性を意識した履修を可能としている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいたアセスメント・ポリシーを策定し、機関・教育課程・科目の3段階のレベルで学修成果の点検・評価を行うほか、それらを教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

〈優れた点〉

- 「授業改善のためのアンケート」について、教員が担当科目のアンケート結果を自らクロス集計によって分析できるよう設計するとともに、アンケート結果と各教員によるフィードバックを学生と全教職員間で共有することによって、教育内容・方法などの向上に寄与していることは高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長が学長室会議の議長としてリーダーシップを発揮する体制を規則等に基づき整備しているほか、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。大学には法令上必要な専任教員を配置しており、その採用・昇任についても、「清和大学教員任用及び昇任規程」等により、教育目的及び教育課程に沿った運用を行っている。また、ファカルティ・ディベロップメント委員会を中心にFD(Faculty Development)活動が組織的に行われており、職員についても、スタッフ・ディベロップメント委員会を中心に学内のSD(Staff Development)研修等を実施している。教員の研究支援環境も適切に整備しており、研究倫理講習を義務付ける等の取組みによって研究倫理の確立に努めている。加えて、教員研究費、共同研究等経費のほか、在外研修や国際学会派遣にも助成を行うなど、研究に対する適切な資源配分を行っている。

〈優れた点〉

- 教学部門の重要役職者に加え、副理事長及び大学事務局長を含む学長室会議を設置し、大学全体に関わる重要問題を解決するための補佐機関としており、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えていることは評価できる。
- 「ファカルティ・ディベロップメント委員会」には、専任教員だけでなく専任職員も委員として参加しており、教員の立場とは異なる視点からの意見を反映させることが可能な環境を維持し、大学全体としての教育の質的向上を目指して取り組んでいることは評価

できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為等の法人運営に必要な諸規則を整備し、関係法令を遵守することで、環境保全、人権、安全に配慮しながら経営の規律と誠実性を維持している。理事会は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の中期事業計画を策定し、使命・目的の達成に向けて継続的な努力を行っている。各設置校の代表者から成る「代表者会議」を年 2 回程度開催し、法人と大学の意思疎通と連携を適切に図っており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。監事による監査は機能している。中期事業計画の実施で、より強じんな財務体質を目指している。会計処理、会計監査ともに適正に実施している。

〈優れた点〉

- 「学校法人君津学園内部監査規程」に基づいて内部監査室を設置し、専従の職員を配置して監査計画に基づいた監査を実施するとともに、内部監査室長が監事及び会計監査人との情報交換を行うなどして、監査体制を強化していることは評価できる。
- 「学校法人君津学園危機管理規則」に基づき「清和大学防災規程」を制定し、「自衛防災隊」を定めるとともに、避難訓練だけでなく消火訓練等を実施し、安全性を確保する体制を構築していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

全学的な内部質保証を担う組織として、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し恒常的な組織体制を整備している。学長も一委員として自己点検・評価委員会の審議に加わっており、責任体制は明確である。自己点検・評価の実施主体である各委員会が年度ごとに「活動報告書」を作成し、それらを自己点検・評価委員会が取りまとめて学内で共有が図られている。IR(Institutional Research)については、各委員会が収集・管理するデータを、各委員長が取りまとめる体制づくりに着手している。単科大学であるため、学部と大学全体の PDCA サイクルが一致するとの考え方のもと、学部の各委員会が、年間計画の立案、それに基づく事業遂行、中間到達度評価、事業遂行方法の改善というサイクルを 1 年ごとに回し、それを「活動報告書」に取りまとめ教育の改善・向上に努めており、大学の全体の内部質保証の機能性は確保されている。

総じて、大学は法人の教育理念である「真心教育」に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を明確に定め、三つのポリシーに沿った教育組織を整備し、安定的な入学者確保に努めている。公務員試験に注力した特色あるキャリア教育を充実させるほか、学修成果の点検・評価を行いながら教育の改善に取り組んでいる。単一学部の私立大学としての適正な組織運営を目指し、財政基盤の安定化にも努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.警察官実就職率全国第 2 位の秘訣」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベントに参加
2. 地方自治における学生の活躍

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を学則第 1 条第 1 項に定め、法人の教育理念である「真心教育」に基づき、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することと定めている。教育目的を学則第 1 条第 2 項に示し、「法学基礎教育の充実」「現代社会の情報化・多様化への対応」「実学を重視したリーガルマインドの涵養」「国際化時代への対応」の四つを定めている。その意味・内容は具体的かつ明確であり、簡潔に文章化されているとともに、法人の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しに努めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に規定されている使命・目的及び教育目的は、その審議決定の過程において役

員、教職員の理解と支持を得ており、入学式、卒業式、市民公開講座等の機会を通じて学内外への周知に努めている。使命・目的及び教育目的は、第1次中期計画及び第2次中期計画、更には三つのポリシーに反映されている。また、使命・目的及び教育目的の達成に必要な学部・学科の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーについては、学則第 1 条第 2 項に定められた法学部法律学科の教育目的を踏まえ、学部全体、コース、入試形態ごとに策定されており、これらをホームページ等に明記し、周知している。

また、「入試広報運営委員会」が毎年開催され、入試結果の集計・分析が行われ、検討結果は必要に応じて学長室会議・教授会に付議され、最終的に学長が決定する手続きによって、その検証が行われている。適切な体制で多様な入学者選抜に努め、入学定員に沿った学生受入れ数は適切に維持されている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全専任教員についてオフィスアワーが設定・公表されている。オフィスアワーにおける学生からの相談内容が学修管理システムに記録され、プライバシーに関わる問題以外は、教職員間で情報共有が図られており、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制が整備されている。

また、「SLP」によって SA が育成され、一部授業でプログラム受講者による下級生の学

修支援が具体化しており、その充実を図っている。

令和 3(2021)年度から障がいのある学生に対する支援のための講習等を教職員が継続的に受講している他、学生向けガイダンスで多様なアイデンティティへの理解を促す指導を行っている。

学修管理システムを用いた出欠管理を行っている。欠席学生に対し教員及び学務課職員が連絡をする等、教職協働で中途退学防止を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア関連の組織についてはキャリアセンター内に、1年次から3年次のキャリアデザインプログラムの統括・運営を担う「キャリアサポート委員会」、3・4年次生に対して実践的な指導及び支援を行う「進路指導室」、公務員志望者に対して、情報提供及び受験指導を行う「公務員試験情報センター」を設けている。キャリアセンター開講科目として「キャリア養成講座キャリアデザイン編」「キャリアサポート講座就職活動編」「キャリアサポート講座インターンシップ編」及び「資格対策講座」を置いて1年次より段階的にキャリア教育を行っている他、インターンシップに関する教育及びその支援として「キャリアサポート講座Ⅱ」を開講しており、教育課程内外の社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。加えて、「警察官・消防官特進クラス」や「公務員対策講座」「行政書士講座」「司法書士講座」などキャリア支援のための講座が充実している。

〈優れた点〉

- 「警察官・消防官特進クラス」や「公務員対策講座」「行政書士」「司法書士講座」など法学部の特性を生かしたキャリア支援のための講座が充実しており、取分け「公務員対策講座」は多数のプログラムが生まれ、それぞれの志望職種に応じて履修ガイドが作られ、学生の科目選択の便宜を図るなど、きめ細かい受験指導が行われていることは高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のため、事務組織として学生部を設置し、事務局学務課学生係

が置かれている。会議体としては、学生委員会が置かれ、委員長を専任教員が務め、学務課長が学生委員会の委員を兼務する等教職協働が図られている。また、担任の教員を配置し、きめ細かい学生支援が行われるよう工夫している。

学生の心身に関する健康相談等については、保健室に常勤の養護教諭や、看護師の資格を有する者を配置する他、臨床心理士資格を有する学外のカウンセラーや医療機関と連携し対応している。また、オンラインによる学生相談窓口を設けて相談に応じている。

「清和大学学力特待生」「清和大学特待生」「清和大学スポーツ奨学生」等学生への経済的支援制度があり、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」等、時宜ささまざまな学生生活の安定のための支援が行われている。

〈優れた点〉

○少人数教育を実施していることに照らして、専門的かつ一元的な相談窓口に絞らず、相談者の必要に応じて、窓口間の連携をとることで、多面的な支援を行っており、どこでも相談できる支援体制を構築していることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等については、いずれも設置基準が定める基準を満たし、適切な広さを確保しており、学修環境の整備と運営・管理が適切に行われている。

学内 LAN の利用環境の向上、コンピュータ室の充実、図書館における電子資料の導入等、学修環境の ICT（情報通信技術）化に取り組んでいる。また、「アクティブラーニング教室」を設置し、学生の主体的・能動的な学びに資するよう有効的に活用されている。

障がいのある学生等が、学修ができる環境を構築するため、バリアフリー化を進めており、スロープ、エレベータ、多目的トイレ、障がい者用駐車スペース、階段教室等で車椅子のまま授業を受けることができるスペースの整備などを行っている。

必修科目と選択必修科目については、授業実施時の学生数が適正人数となるような科目定員の基準を設定しており、授業を行う学生数が適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生満足度調査を継続的に実施し、評価の低い項目については、学生にヒアリングを行うなど詳細な検証を行い、学生への学修支援に関する意見などをくみ上げるシステムを整備している。

心身に関する健康相談については、学生相談室と保健室が連携し、学内関連部署及び外部専門機関との連絡・調整に当たっている。

学生満足度調査については、自由記述を設けるなど改善し、学生の要望等を具体的にくみ上げられるようにしている。調査結果に基づいてトイレ等の改修が行われるなど、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用が適切に行われている。

〈優れた点〉

○学生満足度調査の結果を受けて学友会執行部が、一般学生の意見等のレポート収集を行うなど、学生の要望等をくみ上げる過程に学生が主体的に関与できる仕組みができていることは高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的に基づく法学部法律学科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや履修要覧等を用いて周知している。

ディプロマ・ポリシーに従った単位認定基準及び卒業認定基準を設け学則及び「清和大学試験及び成績評価規程」に定め、履修要覧に記載し、種々のガイダンスにおいて周知するとともに厳格に運用している。大学では、担任制度を通じた定常的な学修状況の把握や

学期ごとの成績不振者への改善指導等を積極的に実施している。

大学以外の教育施設等における学修、入学前既修得単位について、60単位を上限として認定することを、学則において定めている。

卒業判定に際しては、卒業判定資料に基づいて教学委員会及び教授会が卒業の可否を審議し、卒業を可と判定された学生に対して学長が卒業を認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや大学案内等で周知している。両ポリシーの間に相違はなく一貫性が保たれている。その上でカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成している。シラバスには各科目とディプロマ・ポリシーの関係を明記している。シラバスの作成に際しては、教学委員において事前に全ての科目を点検し、その適切性の担保に努めている。単位制度の実質化を図るため、各学年・学科のキャップ制を適切に設定している。教学委員会が教養教育を所管し、適切な実施に努めている。

教授方法の改善を進めるために、教学委員会と「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が教授方法の工夫・開発と実施に従事する組織体制を整備・運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成状況を見究め、ディプロマ・ポリシーに沿った学位授与を担保するため、三つのポリシーに基づいて体系化したアセスメント・ポリシーを策定するとともに、ホームページで公表している。機関、教育課程、科目の三つのレベルで学修成果を点検・評価し、改善に結びつけている。また、各部署の役割と併せてホームページで公開している。

担当教員による授業改善のため GPA(Grade Point Average)分布表や「授業改善のためのアンケート」集計結果を活用しているほか、学生満足度調査の結果の推移を改善に係る中長期的方針策定の資料とするなど、点検・評価結果を教育内容・方法及び学修指導に向けてフィードバックしている。

〈優れた点〉

○「授業改善のためのアンケート」について、教員が担当科目のアンケート結果を自らクロス集計によって分析できるよう設計するとともに、アンケート結果と各教員によるフィードバックを学生と全教職員間で共有することによって、教育内容・方法などの向上に寄与していることは高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長室会議、教授会、各委員会の機関があり、学長が学長室会議の議長としてリーダーシップを適切に発揮するための学長補佐体制を規則に基づき整備している。大学の意思決定も大学の使命・目的及び教育目的に沿って適切に行われ、規則も整備している。教学を含む校務に関する最終的な決定権は学長にあり、教授会は決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを学則及び教授会規程に明記し、学長と教授会の役割を明確にし、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

学長は教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知している。教学マネジメントの円滑な遂行のため、学内規則に基づいて各部署の役割を明確にし、職員の配置・異動を行い、業務を機能的に行っている。

〈優れた点〉

○教学部門の重要役職者に加え、副理事長及び大学事務局長を含む学長室会議を設置し、大学全体に関わる重要問題を解決するための補佐機関としており、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の任用については、教育目的及び教育課程に適した教育研究歴や研究業績を有するか否かを検討し、「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の任用に関する手続規程」に基づいて適切に運用している。教員の昇任については、教育目的及び教育課程に適合した教育実績及び人物であるか否かを検討し、「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の昇任に関する手続規程」に沿って適切に運用している。教員の確保と配置については、設置基準を充足している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会を中心に行われている FD 活動は、授業改善のためのアンケート、オープン授業、FD 研修会を中心として日常的に教育内容・方法等の改善の工夫を行い、そのいずれも全学を挙げて組織的に実施している。

〈優れた点〉

○「ファカルティ・ディベロップメント委員会」には、専任教員だけでなく専任職員も委員として参加しており、教員の立場とは異なる視点からの意見を反映させることが可能な環境を維持し、大学全体としての教育の質的向上を目指して取り組んでいることは評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、各部署における日常の職務を遂行する中で積極的に OJT を行っている。スタッフ・ディベロップメント委員会を中心に学内の SD 研修等を実施している。「清和大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、各職員の業務の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させるため、全教職員参加の SD 研修等を行っている。各部署における日常業務を遂行する際、学外諸団体が主催する研修会へも参加してその得た知識等を日常業務に反映させている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には十分な広さの個人研究室が割当てられており、研究に専念できる環境となっている。研究倫理講習を義務付ける等、研究倫理教育も継続的に実施しており、研究活動への資源の配分についても、「共同研究等経費」「清和大学在外研修（短期）費」「清和大学国際学会派遣費」を研究費関連諸規則に基づき適正に配分されている。研究活動上の不正行為防止に向けては、「不正行為防止規程」において、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ、不適切な投稿又は出版、研究費の不正使用及びその他公序良俗に反する行為を「研究活動上の不正行為」と定義し、適宜、その防止等に向けた啓発を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を中心として経営の規律と誠実性を維持している。就業規則、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」「学校法人君津学園教職員倫理規範」等の組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。情報の公表については、学校教育法施行規則、私立学校法等に基づきホームページに掲載している。使命・目的を実現するために、大学の中期計画において具体的な目標を設定し、全学を挙げて継続的な努力をしている。

また、環境保全、人権、安全についても配慮しており、「君津学園エコ活動ルール」「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「学校法人君津学園危機管理規則」等を制

定して学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

〈優れた点〉

- 「学校法人君津学園内部監査規程」に基づいて内部監査室を設置し、専従の職員を配置して監査計画に基づいた監査を実施するとともに、内部監査室長が監事及び会計監査人との情報交換を行うなどして、監査体制を強化していることは評価できる。
- 「学校法人君津学園危機管理規則」に基づき「清和大学防災規程」を制定し、「自衛防災隊」を定めるとともに、避難訓練だけでなく消火訓練等を実施し、安全性を確保する体制を構築していることは評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長が出席し、大学部門の代表者として大学の意思を反映させる体制を構築している。また、理事長も大学の運営に対して実態を把握し、大学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。加えて、学長及び大学事務局長は日常的に理事長及び法人事務局との情報交換を密にし、教学部門と管理部門の連携を達成している。

理事については、寄附行為に定められたとおり適切に選任されている。理事会は毎年 3 月及び 5 月に定例理事会を開催しており、必要に応じて理事長が臨時理事会を招集し、事業計画の確実な執行が行える体制をとっており、理事会の運営を適切に行っている。理事の理事会への出席状況は適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

各設置校の代表者から成る「代表者会議」が年 2 回程度開催され、大学からは学長、学部長及び事務局長が出席して法人との意思疎通と連携を図っている。また、寄附行為の規定により、理事長が法人の最高位であり、他の理事は法人の業務について法人を代表しないことが明記されており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。加えて、大学における教職員の提案などをくみ上げる仕組みも整備している。教授会に理事長が陪席し、理事会に学長が理事として出席することで、法人と大学の相互チェ

ックが機能している。

監事は寄附行為の定めるところにより選任され、理事会及び評議員会への出席状況は適切である。また、監事は各設置校の行事に積極的に参加し、法人全体の運営についてのチェックを行っている。評議員は寄附行為に基づいて選任されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

経常収支差額は支出超過から脱却できない状態が続いているものの、収容定員は令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで100%を上回っており改善の傾向にある。また、借入金はなく、自己資金及び引当資産等の蓄えにより外部負債は十分返済可能な状態にある。これらのことを踏まえ、「学校法人君津学園中期事業計画（令和2年度～令和6年度）」をもとにして、「入学生の確保」「補助金獲得」「寄付金募集」等に教職員一丸となって取り組んでおり、強じんな財務体質を目指している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準を遵守するとともに、寄附行為、経理規程等に基づき適切に実施している。予算編成に際しては、各部署からの意見を聴取した上で、評議員会及び理事会において審議を行い作成している。期中においては予算の執行状況を確認しながら、適正に予算を執行している。やむを得ない事由により予算超過が発生する場合等については補正予算を編成している。

内部監査人は、監査法人及び監事とも定期的に意見交換の場を設けており、より効率的な監査が実施できる体制を設けている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 3 の自己点検・評価の規定に基づき、全学的な内部質保証推進を担う組織として、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。また、内部質保証の実質的な実施主体を各委員会とし、令和 3(2021)年度から自己点検・評価委員会のメンバーの多くを各委員会の委員長又は副委員長とすることで、各委員会による内部質保証をチェックする体制としている。自己点検・評価委員会において総括と調整を行った上で、最終的に改善事項の審議をしており、学長も一委員として自己点検・評価委員会の審議に加わることで、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、各委員会がその主体となって実施し、それらを自己点検・評価委員会が取りまとめ、改善に向けた助言を行っている。これらの自己点検・評価の結果は、各委員会が年度末に自己点検・評価委員会に提出する「活動報告書」にまとめられ、学内で共有が図られている。

IR については、令和 4(2022)年に IR 整備の基本方針を示し整備が開始されている。現在のところ、基本方針が目指した「利用可能な学内情報の一元的管理体制」の途上ではあるものの、各委員会が収集・管理するデータを、各委員長が IR オフィサーとして取りまとめる体制は整備されている。

〈参考意見〉

○IR について、各委員会がそれぞれに蓄積するデータを使って改善活動を行っているものの、学内情報を一元的に取りまとめて、従来顕在化しなかった相関を発見し改善につなげるような体制に至っていないので、その早急な整備が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

法学部法律学科のみの単科大学であるため、内部質保証のための学部の PDCA サイクルは、大学全体のそれと一致するとの考え方のもとで、各委員会が大学全体の全ての活動を網羅する形で、PDCA サイクルの実施主体となっている。

各委員会は、年間計画を立案し、それに基づく事業の遂行、中間到達度の評価、事業遂行方法の改善という、PDCA サイクルを1年ごとに回し、それを「活動報告書」に書込み、積上げていくことで教育の改善・向上に努めている。自己点検・評価委員会が、こうしたサイクルが円滑に動くように、この「活動報告書」制度を運用しており、大学の全体の内部質保証の機能性は確保されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 教学部門を核にした地域連携の推進

A-1-① 教職課程における地域連携

A-1-② 学部授業における地域連携

【概評】

大学は、近隣地域・機関等との連携による学修プログラムを実施し、地域連携の推進に積極的に取り組んでいる。特に、包括連携協定を結んでいる千葉県木更津市とは、各種審議会・委員会や市民向け公開講座への教員派遣などに加えて教学面での連携にも努めている。

教職課程においては、近隣学校にインターンシップ学生を継続的に派遣している。また、木更津市との連携協定に基づくスクールアクティブサポーター事業、千葉県立天羽高等学校との高大連携事業としての地域連携アクティブスクール事業では、派遣した学生の学修意欲・姿勢を高めることに寄与している。この他、教職実践演習における千葉県教育委員会による講演や小・中学校教員による教育研究会、大学の教員による講演など教職課程における地域連携も活発である。

学部授業においては、1年次生の必修科目である「フレッシュマン・セミナーⅠ」で「木更津を学ぶ」ことを授業項目に組み入れており、新入生が木更津市とその周辺地域に対する知識を得て、地域行事等にも積極的に参加する契機となることが期待される。また、夏期集中科目である「教養演習Ⅰ（野外実習）」では、木更津市観光協会や自衛隊千葉地方協力本部木更津地域事務所などと連携し、フィールドワークを通じて地域理解・近隣交流を促している。演習の一部は、前掲「木更津を学ぶ」の一部に活用されており、両科目による地域理解と地域交流の深化も期待される。

基準B. 警察官実就職率全国第2位の秘訣

B-1. 試験対策の強化

B-1-① 2次（面接）試験対策の強化

B-1-② 学生と警察官団体等との交流

【概評】

大学は、「法曹を目指さない、広く社会で活躍できる法学部生のための教育」を見据えた上で、「一般教養として法学を学んだ学生が当該知識を最大限生かせる職業としての『公務員』に着目」し、キャリアセンター内に「公務員試験情報センター」を設置し、その後も絶えることなく公務員試験の合格者数の増加に取組み、取分け警察官採用試験の合格に向けて注力している。

警察官採用試験に対する指導として、個別学生の状況に応じて強化ポイントが異なる傾向があることを踏まえ、「1次筆記試験対策」と「2次面接試験対策」を実施している。1次筆記試験については、「公務員試験対策講座」を設け、特に知能分野に対しての理解が深まるような科目講座群を基礎問題から総仕上げまで広く設置する一方で、2次面接試験については、警察官・消防官2次面接試験を見据えた「警察官・消防官特進クラス」を設置している。

講座外の支援として、進路指導室が警察機関と情報を共有し、警察官志望の学生に周知するなどの支援に当たっている。また、警察署協議会委員の委嘱や警察関係者・団体との競技を通じた警察との交流も行われている。

このような取組みは、学生同士の自発的な試験準備活動などに見られるように学生の警察官就職への意識の向上に資するとともに、各種大学ランキングにおいて警察官実就職率が高い大学として継続的に紹介されてきたことに結実している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベントに参加

清和大学国際交流委員会は、英語をはじめとする外国語をより実践的に使える能力を錬磨し、実際に世界を体験し視野を広げてもらうべく、様々な機会を学生に与えている。たとえば短期留学への補助、国内英語研修施設での短期英語集中講座への派遣、オンライン留学などである。国際交流に対しては学生、そして地域からの要望があれば真剣に耳を傾け、前向きに考え、取り組んできた。今回木更津市の強い要望によって実現した「中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベント」は、本学国際交流委員会のそのような姿勢が実を結んだ機会である。令和 5(2023)年 6 月中旬、木更津市役所を通じ、かねてから同市と友好関係にあった山東省・東営市から清和大学に対し、「青少年山東省訪問交流団」に参加してほしいとの依頼があった。同年 8 月 16 日から 21 日まで、日本の若者を山東省に招待し、観光名所、ビジネス拠点の見学、大学訪問等の機会を与え、もって一層の日中友好を実現する、という趣旨である。本学および国際交流委員会は、これに参加することは大いに学生の将来に資すると判断、本学学生 8 名と、引率者として野呂一郎教授が参加することになった。一行は青島を中心にバスで大明湖、百花洲、「世界遺産」泰山などを見学し、山東師範大学、曲阜師範大学では中国の学生たちと意義のある交流を行ってきた。山東師範大学で行われたディナーショーでは、空手道に心得のある学生、現役剣道部部員らが演武を披露して交流に貢献し、中国側から「非常に素晴らしかった」との声を頂いた。学生たちは、中国という世界に大きな影響を与えている存在をその目で、身体全体で経験し、結果、彼らの国際的な視野は大きく広がり、このイベントは大成功に終わった。

2. 地方自治における学生の活躍

本学は、警察官をはじめ、地方公務員を多く輩出しているが、進路・就職指導のみならず、在学中から地方自治における学生の活動・活躍をサポートし、市民的成熟を促している。学生たちによる主な活動を下に掲げる。

(1) 木更津市情報公開総合推進審議会委員（委員 15 名中、本学学生 2 名）

令和 6(2024)年 3 月現在、委員学生 2 名が本学における学びを活かし、会議で積極的に発言し、木更津市の情報公開推進に貢献している。

(2) 木更津警察署協議会委員（委員 10 名中、本学学生 1 名）

令和 6(2024)年 3 月現在、本学学生が学生の視点から警察のあり方や運営について考察し、木更津市の警察業務に協力している。

(3) 木更津市消防団機能別分団学生部

同部定員 20 名のうち、本学学生が常時 15～20 名参加し、また、部長・班長を務め、地域の防災に貢献している。

(4) 木更津市放課後こども教室

木更津市生涯学習課が木更津第一小学校運営委員会に事業委託をしている「木一小あそぼん」に本学学生が月 2 回（各回 3～5 名）、ボランティアとして活動している。

その他、教職インターンシップによる学校現場の補助、木更津市市制施行 80 周年記念事業への協力など、本学の学生たちは、地方自治の様々な場面で活躍している。

